北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱

制定　平成２７年３月１２日

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成２７年３月策定）に則り、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）廃棄物及び使用中機器の適正かつ計画的な保管及び処理を確保するために必要な事項を定めることにより、ＰＣＢ廃棄物の安全かつ一日も早い処理の完了を推進し、もって、市民の安全・安心及び理解の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

（搬入計画書の提出）

第２条　事業活動に伴って保管するＰＣＢ廃棄物を市内の高濃度ＰＣＢ廃棄物処理施設に搬入して処理しようとする事業者（以下「搬入事業者」という。）は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した搬入計画書（第１号様式）を市長へ提出しなければならない。

（１）搬入事業者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

（２）搬入しようとするＰＣＢ廃棄物の種類、数量、搬入日及び収集運搬を行う者の名称

（３）当該ＰＣＢ廃棄物の処理の安全性の確保に関する事項

（４）当該ＰＣＢ廃棄物の早期かつ計画的な処理に関する事項

（５）ＰＣＢ廃棄物の安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項

２　市長は、前項の搬入計画書が処理の安全性の確保、早期かつ計画的な処理及び安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項のいずれかにおいて適正な水準に達していないと認められる場合には、当該ＰＣＢ廃棄物の受入れを拒否することができる。

３　ＰＣＢ廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者（以下「処理業者」という。）は、前項の規定に基づき受入れを拒否されたＰＣＢ廃棄物を市内で収集運搬又は処分してはならない。

（ＰＣＢ処理推進協力金）

第３条　市長は、ＰＣＢ廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、搬入事業者、処理業者その他の関係者に対して、ＰＣＢ処理推進協力金（以下「協力金」という。）を求めることができる。

２　協力金の額は、１口１万円を基本とし、関係者が広く薄く公平に分かち合うため、次の各号に規定する者にあっては、当該各号に定める額を目安とする。

（１）搬入事業者　搬入するＰＣＢ廃棄物１㎏につき１００円

（２）処理業者　ＰＣＢ廃棄物処理による収益の１００分の１

３　市長は、協力金をＰＣＢ廃棄物処理に係る安全対策その他のＰＣＢ廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するために必要な事業の経費に全額充てるものとする。

４　市長は、協力金を北九州市環境保全基金条例（平成２年北九州市条例第３号）による北九州市環境保全基金に積み立て、他と区分して経理するものとする。

５　市長は、協力金を通じた関係者の協力状況について、市民に広く周知するよう努めるものとする。

（処理意向書の提出）

第４条　市内でＰＣＢ廃棄物を保管し、又はＰＣＢ含有機器を使用している事業者（以下「保有事業者」という。）は、毎年度６月３０日までに、次の各号に掲げる事項を記載した処理意向書（第２号様式）を市長へ提出しなければならない。

（１）保有事業者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

（２）未処理のＰＣＢ廃棄物及び使用中機器（以下「未処理機器」という。）の種類及び数量

（３）未処理機器の処理の予定時期及び処分を行う者の名称

（ＰＣＢ廃棄物の分解又は解体の禁止）

第５条　ＰＣＢ廃棄物の分解又は解体は、特段の事情がある場合を除き、行ってはならない。

２　市内で保管するＰＣＢ廃棄物をやむを得ず分解又は解体しようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した分解・解体計画書（第３号様式）をあらかじめ市長へ提出しなければならない。

（１）保管事業者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号

（２）特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名、電話番号

（３）分解又は解体しようとするＰＣＢ廃棄物の種類、数量、型式等及び事業場の名称

（４）分解又は解体しなければならない特段の事情

（５）分解又は解体作業の方法

（６）作業時の生活環境及び作業環境保全上の措置に関する事項

（７）分解又は解体後の廃棄物に係るＰＣＢ含有の有無の確認に関する事項

３　市長は、前項の分解・解体計画書に基づき、やむを得ない特段の事情があり、かつ、分解又は解体作業の方法、生活環境及び作業環境保全上の措置並びに分解又は解体後の廃棄物のＰＣＢ含有の有無の確認方法が妥当であると認められる場合に限り、当該分解又は解体の承認を行うものとする。

４　処理業者は、前項の承認を受けずに分解又は解体されたＰＣＢ廃棄物の収集運搬又は処分を行ってはならない。

（報告徴収）

第６条　市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、搬入事業者、処理業者及び保有事業者（以下「関係事業者」という。）に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第７条　市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、関係事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条第１項の規定による搬入計画書の提出に必要な手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第１号様式（第２条関係）

（第１面）

搬入計画書

年　　月　　日

北九州市長　　様

届出者
住　所
氏　名　　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

責任者名
住所
所属
電話番号

北九州市内の高濃度ＰＣＢ廃棄物処理施設へのＰＣＢ廃棄物の搬入に関する計画について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第２条第１項の規定により、次のとおり提出します。

（１）搬入するＰＣＢ廃棄物の種類について

廃棄物の種類	数量
（　　）用安定器	台
小型電気機器（３kg 未満）	台
ＰＣＢ含有油	Kg
感圧複写紙	Kg
ウエス	Kg
汚泥	Kg
その他（　　）	Kg

（２）搬入するＰＣＢ廃棄物の収集運搬について

搬入日	収集運搬を行う者の名称
①　　年　　月　　日	
②　　年　　月　　日	
③　　年　　月　　日	

【添付書類】

□ 今回の搬入に係る「運行計画書」の写し

「運行計画書」は、収集運搬を行う者から JESCO を経由して「本市」へ提出しても結構です。この場合は、「運行計画書」の写しの添付は省略可

（日本工業規格　Ａ列４番）

事項	取組内容	
搬入するＰＣＢ廃棄物の処理の安全性の確保に関する事項	ＰＣＢ廃棄物の運搬に当たっては、別添の運行計画書に基づき適正な安全対策を講じ、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定める安全に関する全ての項目を遵守すること。	□
	ＰＣＢ廃棄物の処理に最終責任を有する者として、当該ＰＣＢ廃棄物が安全かつ確実に処理されたことを現地確認その他の適正な方法により確認すること。	□
搬入するＰＣＢ廃棄物の早期かつ計画的な処理に関する事項	北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定める処理期限（２０２１年度末）までに、かつ、その期間内で一日も早く安定器・汚染物等の処理を行うものであること。	□
ＰＣＢ廃棄物の安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項	北九州ＰＣＢ処理事業が地元地域の理解と協力の下に成り立っていることを認識し、要綱第３条に規定するＰＣＢ処理推進協力金への協力も含め、ＰＣＢ廃棄物の安全かつ一日も早い処理完了を推進する北九州市の施策に最大限協力すること。	□
	【今回搬入するＰＣＢ廃棄物以外に搬入予定がある場合】 未処理のＰＣＢ廃棄物又は使用中機器についても、安全かつ処理期限内の一日も早い処理を行うこと。	□
	【ＰＣＢ廃棄物の安全かつ一日も早い処理完了のために特段の取組みを行っている場合】 （具体的な取組内容）	□

第２号様式（第４条関係）

処理意向書

年　　月　　日

北九州市長　　様

届出者（保有事業者）
住　所

氏　名　　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

未処理のＰＣＢ廃棄物・使用中機器の処理に関する意向について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第４条の規定により、次のとおり提出します。

１　事業場情報

事業場の名称		事業場の所在地	
担当者（所属・氏名）		電話番号（直通）	

２　未処理のＰＣＢ廃棄物・使用中機器について

種　類	数　量（単位）	状　態				処理に関する意向	
			分析の有無	濃度（mg/kg）（※１）	分析の予定時期（※２）	処理の予定時期	備　考（※３）
	（　　）	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年　月	年　月	
	（　　）	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年　月	年　月	
	（　　）	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年　月	年　月	
	（　　）	保管中 / 使用中	分析済 / 未分析		年　月	年　月	

※１　PCB 濃度が判明している場合に記入してください。高濃度（5,000mg/kg を超えるもの）の場合は『高』を記入してください。

※２　未分析の廃棄物・機器等について記入してください。

※３　処理委託先が決まっている場合はその名称、使用中機器については取外し予定時期、その他、付記事項があれば記入してください。

（日本工業規格　Ａ列４番）

第３号様式（第５条関係）

（第１面）

分解・解体計画書

年　　月　　日

北九州市長　　様

届出者（保管事業者）
住　所
氏　名　　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ＰＣＢ廃棄物の分解・解体に関する計画について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第５条第２項の規定により、次のとおり提出します。

<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
管理責任者</td><td colspan="3">（職名及び氏名）
（電話番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">分解又は解体しようとするＰＣＢ廃棄物</td><td>廃棄物の種類</td><td colspan="3">廃棄物の型式等</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>（製造者名）</td><td colspan="2" rowspan="5">□ 高濃度
□ 低濃度
（　　mg/kg）</td></tr>
<tr><td>（型式）</td></tr>
<tr><td>数量（単位）</td><td rowspan="3">（製造番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（　　）</td><td>（製造年月）</td></tr>
<tr><td>（容量等）</td></tr>
<tr><td>事業場の名称
（所在地）</td><td colspan="3">（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">分解又は解体を行う
特段の事情</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（日本工業規格　Ａ列４番）

<table>
<tr><td colspan="2">分解又は解体作業の方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">生活環境及び作業環境の保全上必要な措置</td><td>飛散、流出、及び地下浸透の防止措置</td><td></td></tr>
<tr><td>大気中への飛散、流出の防止措置</td><td></td></tr>
<tr><td>作業環境の保全措置</td><td></td></tr>
<tr><td>作業で生ずる廃棄物の適正な保管方法</td><td></td></tr>
<tr><td>緊急時の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">分解又は解体後の廃棄物に係るＰＣＢ含有の有無の確認方法</td><td>サンプリング方法</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>分析方法</td></tr>
</table>

【添付書類】

□　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の写し

□　特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し

（日本工業規格　Ａ列４番）